

令和5年度
静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会
遠州流域治水協議会

特定都市河川の指定について

特定都市河川の指定について

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

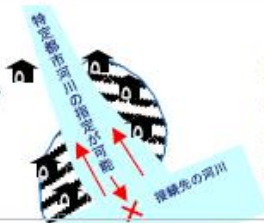
市街化の進展

市街化の進展が著しく、
家屋連坦等により
河道拡幅が困難な河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや
接続先の河川への排水制限が
想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等
のため河道整備が困難又は
海面潮位等の影響により排
水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が
必要と認める者

(協議事項の例)

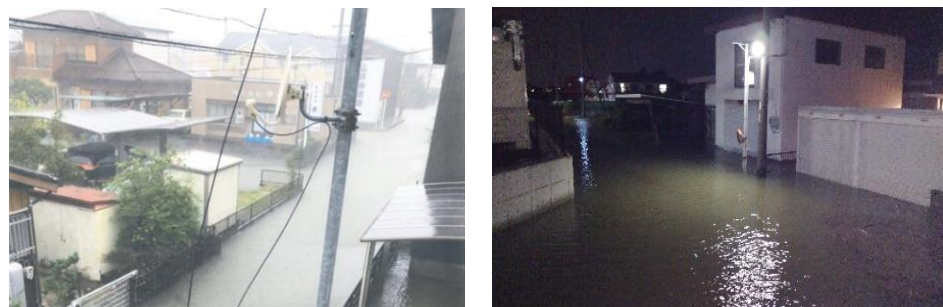
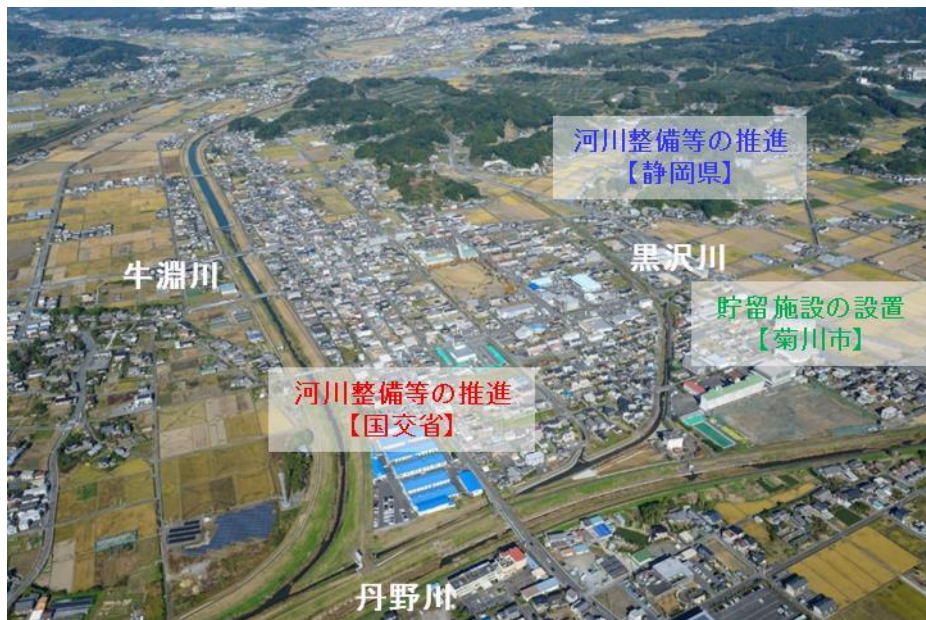
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

○:流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合(任意)

黒沢川における特定都市河川指定に向けた検討

- 菊川水系牛淵川支川の黒沢川流域は、内水による浸水常襲地帯であり、令和元年の台風第19号による出水では近隣の岳洋地区で、床上浸水22件、床下浸水59件の被害を受けている。
- 本地域の浸水被害軽減に向けて、**国土交通省、静岡県、菊川市**が連携して、今年度より黒沢川の特定都市河川指定に向けた検討を実施しており、**令和6年度の特定都市河川指定、令和7年度の流域水害対策計画策定**を目指している。
- 特定都市河川指定後に策定する**流域水害対策計画**には、気候変動の影響を踏まえた黒沢川の河川整備、排水施設等の増強、公共用地を活用した雨水貯留施設など、関係機関が連携した取り組みの位置付けを検討している。



浸水被害状況(令和元年台風第19号)

【特定都市河川指定に伴う対策メニュー(案)】

①ハード整備の加速化

- ・気候変動に対応した河川整備、排水施設等の増強、雨水貯留施設の設置等

②雨水浸透阻害行為の許可

- ・一定規模以上の開発に貯留・浸透対策を義務づけ

③民間による雨水貯留浸透施設の推進

- ・要件を満たす、民間による雨水貯留浸透施設の設置に対する補助金や優遇税制

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
取組内容	特定都市河川の指定に向けた検討		流域水害対策計画の検討	流域水害対策の実施	
		特定都市河川指定	流域水害対策計画策定		